

みなし決議に関する評議員会（公益財団法人岩手県文化振興事業団第6回評議員会）  
議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 菅野洋樹理事長の報酬額の決定について

①理事長の報酬額

月額 445,000 円を 395,000 円に改めること

②改定の日

平成27年3月1日

③改定理由

退職共済年金の支給開始に伴い、県退職者に係る公社等の役員の人事等に関する取扱い基準第4の規定により加算して支給していた50,000円を、支給しないこととするため

(2) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があった日とみなされる日は、平成27年2月26日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 菅野 洋樹

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成27年2月26日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成27年2月27日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

議事録作成者 理事長 菅野 洋樹 ㊟